



令和3年12月2日
内閣府男女共同参画局

「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 (2021年度における第1回目調査)の結果について

〈ポイント〉

- 国の審議会等の委員に占める女性の割合は42.3%（昨年度40.7%）であり、全体としては、第5次男女共同参画基本計画の成果目標を達成。しかしながら、審議会等ごとにみると、女性委員の割合が40%未満の審議会等が全体の17.3%を占める。
- 専門委員等に占める女性の割合は32.3%（昨年度30.3%）であり、成果目標には達していない。女性の割合が40%未満の審議会等が8割を超え、女性の専門委員等がない審議会等も存在する。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めるため、国の審議会等の委員及び専門委員に占める女性の割合について、それぞれ2025年までに40%以上、60%以下とする成果目標を定めています。また、当該目標の達成に向け、各審議会の女性委員の人数・比率について定期的に調査・分析・公表を行うとともに、女性委員登用が進んでいない場合には、その要因等について各府省等で分析した結果を公表することとしています。

なお、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（令和3年6月16日政府決定）に基づき、今年度から調査・公表を年2回に増やすこととしており、今回発表するのは本年9月30日時点で実施した今年度1回目の調査の結果です。結果の詳細は別紙のとおりであり、男女共同参画局HPにも掲載します。（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ratio/index.html>）

【調査の概要】

○127の国の審議会等^{*1}を対象に本年9月30日時点の状況を調査。

※1 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づき、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関

【委員】

- 国の審議会等の委員1,885人のうち女性は798人である。委員に占める女性の割合は、42.3%であり、昨年度調査（40.7%）に続き、今年度も40%を超え、第5次男女共同参画基本計画の成果目標を全体としては達成している。
- 審議会127のうち、女性委員比率が40%未満の審議会等は22であり、その割合は17.3%である。女性委員が一人もない審議会等はない。
- 審議会等委員全体に占める割合が42.3%であるのに対して、職務指定及び団体推薦の委員に占める女性の割合は27.7%にとどまっている。

【専門委員等】

- 国の審議会等の専門委員等7,661人のうち女性は2,477人である。専門委員等に占める割合は32.3%（昨年度30.3%）であり、第5次男女共同参画基本計画の成果目標には達していない。
- 専門委員等を置いている審議会72のうち、女性委員比率が40%未満の審議会等は59であり、その割合は81.9%である。女性の専門委員等がない審議会等が2つある。

【登用が進まない要因と今後の方策】

- 女性委員等の割合が40%未満の審議会等について、審議会等ごとに要因と目標達成に向けた今後の方策を聞いたところ、

（要因）

- ・ 審議会の所掌分野において女性の学識経験者等が少ない。
- ・ 団体推薦や職務指定の委員に女性が少ない。
- ・ 現行の専門委員等は任命当時の目標であった第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）の成果目標^{※2}を踏まえて任命している。

（方策）

- ・ 学会、経済界、関係府省庁等の関係機関と連携し、候補者の情報収集、人材発掘に努める。
- ・ 団体推薦の委員に関し、推薦団体に対し協力を要請する。職務指定の委員に関し、女性委員の氏名について配慮の申入れを行う。
- ・ 今後の改選の機会をとらえ、女性候補者の積極的登用に取り組む。
- ・ 同等の専門知識を有する場合は女性を優先的に人選する。

等が挙げられた。

なお、職務指定の委員に関し、本年10月、内閣府から衆議院事務局及び参議院事務局に対し、衆議院議員及び参議院議員からの審議会等の委員等への指名に際して、目標達成に向けた協力の要請を行っている。

※2 第4次男女共同参画基本計画における国の審議会等専門委員等に占める女性の割合の成果目標は30%。

<本件連絡先>

内閣府男女共同参画局

推進課長 花咲

推進課 橋本・渡邊

電話 03-6257-1182（直通）